

6 月 1 1 日（木）

（第 3 日 目）

令和2年第2回南関町議会定例会（第3号）

令和2年6月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について
(令和元年度南関町一般会計予算)
- 日程第2 報告第2号 繰越明許費の繰越報告について
(令和元年度南関町公共下水道事業特別会計予算)
- 日程第3 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和元年度南関町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第7 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度南関町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第8 議案第32号 南関町消費生活安心条例の制定について
- 日程第9 議案第33号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第35号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第36号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第37号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第38号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第39号 令和2年度南関町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第40号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第41号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第42号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第43号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第44号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第45号 町道の路線廃止について
- 日程第22 議案第46号 町道の路線認定について
- 日程第23 議案第47号 町道の路線廃止について
- 日程第24 議案第48号 町道の路線認定について
- 日程第25 議案第49号 せきすい斎苑改築工事請負契約の締結について
- 日程第26 議案第50号 せきすい斎苑火葬炉改修工事請負契約の締結について
- 日程第27 南関町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第28 南関町選挙管理委員会補充員の選挙について
- 日程第29 議員派遣の件について
- 日程第30 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号（平成30年5月31日受理） 米田地域の道路
改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第1 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号（平成30年5月31日受理） 米田地域の道路改良工事
等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第3 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番 西 田 恵 介 君
3 番 中 村 正 雄 君
5 番 杉 村 博 明 君
7 番 立 山 秀 喜 君
9 番 鶴 地 仁 君
12番 橋 永 芳 政 君

2 番 北 原 浩一郎 君
4 番 立 山 比呂志 君
6 番 井 下 忠 俊 君
8 番 打 越 潤 一 君
11番 境 田 敏 高 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町 長 佐 藤 安 彦 君	税務住民課長 東 田 彰 夫 君
副 町 長 大 木 義 隆 君	福祉課長 島 崎 演 君
教 育 長 谷 口 慶志郎 君	経 済 課 長 田 口 明 君
総 務 課 長 古 澤 平 君	建 設 課 長 嶋 永 健 一 君
会 計 管 理 者 竹 崎 俊 一 君	教 育 課 長 赤 木 二三也 君
まちづくり課長 坂 田 浩 之 君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 橋 本 清 孝 君 書 記 福 山 尚 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

（令和元年度南関町一般会計予算）

○議長（橋永芳政君） 日程第1、報告第1号、繰越明許費の繰越報告についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第2号 繰越明許費の繰越報告について

（令和元年度南関町公共下水道事業特別会計予算）

○議長（橋永芳政君） 日程第2、報告第2号、繰越明許費の繰越報告についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第27号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第28号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町固定資産評価審査委員会委条例の一部を改正する条例）

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第29号、専決処分の報告及び承認を求めるこ

とについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和元年度南関町一般会計補正予算（第7号））

○議長（橋永芳政君） 日程第6、議案第30号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和2年度南関町一般会計補正予算(第1号))

○議長(橋永芳政君) 日程第7、議案第31号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 討論なしと認めます。
これから議案第31号を採決します。
お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第31号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第32号 南関町消費生活安心条例の制定について

○議長(橋永芳政君) 日程第8、議案第32号、南関町消費生活安心条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 討論なしと認めます。
これから議案第32号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号、南関町消費生活安心条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第９ 議案第３３号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第９、議案第３３号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第３３号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１０ 議案第３４号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第１０、議案第３４号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第35号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第35号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第36号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第36号、南関町国民健康保険条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第37号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第13、議案第37号、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 4 議案第 3 8 号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 1 4、議案第 3 8 号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 8 号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 5 議案第 3 9 号 令和 2 年度南関町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第 1 5、議案第 3 9 号、令和 2 年度南関町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 9 号、令和 2 年度南関町一般会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 40 号 令和 2 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第 16、議案第 40 号、令和 2 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 40 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号、令和 2 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 17 議案第 41 号 令和 2 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第 17、議案第 41 号、令和 2 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 41 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号、令和２年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１８ 議案第４２号 令和２年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第１８、議案第４２号、令和２年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号、令和２年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１９ 議案第４３号 令和２年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第１９、議案第４３号、令和２年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第４３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第44号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第20、議案第44号、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第45号 町道の路線廃止について

○議長（橋永芳政君） 日程第21、議案第45号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第２２ 議案第４６号 町道の路線認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第２２、議案第４６号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第２３ 議案第４７号 町道の路線廃止について

○議長（橋永芳政君） 日程第２３、議案第４７号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第２４ 議案第４８号 町道の路線認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第２４、議案第４８号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第２５ 議案第４９号 せきすい斎苑改築工事請負契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 日程第２５、議案第４９号、せきすい斎苑改築工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第４９号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、せきすい斎苑改築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第50号 せきすい斎苑火葬炉改修工事請負契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 日程第26、議案第50号、せきすい斎苑火葬炉改修工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、せきすい斎苑火葬炉改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 南関町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（橋永芳政君） 日程第27、南関町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題にします。

本件については、選挙管理委員会から通知があり議会において選挙することとなっています。選挙の方法については投票と指名推薦の方法とがあります。地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には大字関町 3 2 2 番地 1、永松貞信君。大字上長田 6 5 2 番地 1、阪井義則君。大字相谷 2 9 5 番地、松本憲明君。大字下坂下 4 6 2 2 番地 1、坂井智徳君。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました永松貞信君、阪井義則君、松本憲明君、坂井智徳君。以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

以上で選挙管理委員会委員の選挙を終わります。

-----○-----

日程第 28 南関町選挙管理委員会補充員の選挙について

○議長（橋永芳政君） 日程第 28、南関町選挙管理委員会補充員の選挙についてを議題にします。

本件については、選挙管理委員会から通知があり議会において選挙することとなっています。選挙の方法については投票と指名推薦の方法とがあります。地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会補充員には大字関外目 9 6 6 番地 1、猿渡英一君。大字長山 2 1 9 0 番地 2、猿渡徳幸君。大字相谷 2 1 0 9 番地、谷崎一成君。大字上坂下 2 2 7 4 番地、春野伸君。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました猿渡英一君、猿渡徳幸君、谷崎一成君、春野伸君。

以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてをお諮りします。補充員の順序は校区ごとに全ての順序を1位としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

以上で、選挙管理委員会補充員の選挙を終わります。

-----○-----

日程第29 議員派遣の件について

○議長（橋永芳政君） 日程第29、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。議員派遣の件についてはお手元に配りましたとおり、派遣することとしたいと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおりに、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第30 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 日程第30、委員会の報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号（平成30年5月31日受理）・「米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情」について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 令和2年6月11日。

南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

ただいま町長他から議案第51号「工事請負契約の締結について」など6件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号「工事請負契約の締結について」など6件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

議会事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、議案名を読み上げます。

（議案書朗読）

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

追加日程第１ 議案第５１号 工事請負契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第１、議案第５１号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第５１号議案、工事請負契約の締結について、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

今回御提案いたします工事請負契約の締結につきましては、南関町庁舎等建設工事に関するものでございます。今回の工事は条件付き一般競争入札により請負業者が決定したもので、令和２年６月８日に仮契約を締結いたしております。

工事名は、南関町庁舎等建設工事、工事場所は、南関町大字関町地内で工事の概要につきましては、役場庁舎の建設工事でございます。工期は議会の議決を得た日の翌日から令和３年１２月２８日まででございます。契約の相手方は福岡県福岡市博多区祇園町２番地１号、東急・興亜特定建設工事共同企業体、代表者東急株式会社、九州支店、執行役員支店長、久田浩司で契約金額は１５億４、０００万円でございます。地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の
早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号（平成30年5月31日受理）の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました「所管事務にかかる調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しま

した。

-----○-----

追加日程第４ 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第４、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました「所管事務にかかる調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第５ 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第５、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました「所管事務にかかる調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第６ 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第６、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました「本議会の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時55分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
令 和 2 年 第 2 回 定 例 会

令和2年6月発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政
編集人 南関町議会事務局長 橋 本 清 孝
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

